

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：群馬東部水道企業団

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	91.21%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	— %
全職員	91.21%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	— %
本庁課長補佐相当職	— %
本庁係長相当職	— %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	— %
31～35年	97.48%
26～30年	90.89%
21～25年	— %
16～20年	— %
11～15年	— %
6～10年	— %
1～5年	— %

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

【説明欄】

- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員については、女性職員がいないため「—」と記載する。
- ・役職段階別の本庁局長・次長相当職、本庁課長補佐相当職については、女性職員がいないため「—」と記載する。
- ・役職段階別の本庁課長相当職、本庁係長相当職については、女性職員が1名のため「—」と記載する。
- ・勤続年数別の36年以上、6～10年の区分については、女性の職員がいないため「—」と記載する。
- ・勤続年数別の21～25年、11～15年、1～5年の区分には女性の職員が1名のため「—」と記載する。
- ・勤続年数別の16～20年の区分には男性の職員がいないため「—」と記載する。
- ・扶養手当について、世帯主である男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は96.0%である。